

公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 15 年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事及び長野県議会議長から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成 16 年 11 月 29 日

長野県監査委員 丸山 勝司
同 樽川 通子
同 東方 久男
同 木下 茂人

16 医県第 37 号
平成 16 年（2004 年）7 月 7 日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中 康夫

平成 15 年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成 16 年 3 月 22 日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成 15 年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象となった事件名
 - (1) 人件費及び関係諸費の事務
 - (2) 消費税申告の事務
- 2 措置の内容
 - (1) 人件費及び関係諸費の事務

事項	監査結果（要旨）	措置の内容
ア 第 2 章 監査結果(主に 是正改善に 係る事項)	(ア) 退職給与 引当金の計 上を適正に すべきもの (2-1)	収益的収支が赤字の場合には、 退職手当引当金を計上する必要 はないと理解されてきた事情も あって、病院事業会計では引当不 足額が多額になっている。当該引 当金の計上基準は、前事業年度末 日に在職していた全職員がその 日に退職したと仮定した際に支 払われるべき退職給与金の額を、 当該事業年度末日に在職してい る職員がその日に全員退職した と仮定した際に支払われるべき 退職給与金の額から差し引いた 額を基準額とすべきである。 過去の引当不足額については、
		指摘のあった平成 14 年度末の 所要額は、約 58 億 3,600 万円 であり、今後 10 年間で引当計上 するとした場合、毎年度発生す る実際の退職者に支払う数億円の 退職給与金に加え、引当金とし て約 5 億 8 千万円を費用計上 し、引き当てることとなる。 近年、こども病院や須坂病院 の整備事業などに多額の企業債 を借り入れており、今後の償還 を考慮すると損益勘定留保資金 の減少は必至であることから、 約 58 億円に上る引当金計上は、 欠損金の増加及び損益勘定留保

	<p>激変緩和措置を講じ、今後 10 年間に解消するよう追加計上するなど、計画的な措置も許容される。</p>	<p>資金の激減が予想されるため、病院事業会計単独では困難な状況である。</p> <p>したがって、病院事業会計の今後の資金収支状況と一般会計の財政状況をみながら、対応していく。</p> <p>なお、平成 12 年度の包括外部監査の指摘を受け、退職給与金の予算計上率を引き上げたことにより、平成 15 年度には約 1 億 3,400 万円の退職給与引当金を計上することができた。</p>
--	--	---

(2) 消費税申告の事務

事項	監査結果（要旨）	措置の内容
<p>ア 長野県病院事業会計 (2-2-1)</p> <p>(ア) 是正改善事項による影響額 (2-2-1-1)</p>	<p>平成 14 年度の長野県病院事業会計において、消費税の納付増減差額 2,091,705 円について修正申告を行うとともに平成 13 年度以前についても修正申告あるいは減額更正を受けられるよう努力すべきである。</p>	<p>消費税申告額について、再計算を行った結果、次のとおり過大・過少申告が判明した。</p> <p>(過大)平成 10 年度 496,900 円 (")平成 11 年度 375,500 円 (")平成 12 年度 1,961,500 円 (過少)平成 13 年度 2,293,700 円 (")平成 14 年度 2,004,100 円</p> <p>過少申告の 2 事業年度分については、平成 16 年 3 月 31 日に修正申告納付した。</p> <p>過大申告の 3 事業年度分については、平成 16 年 4 月 16 日付けで減額更正の嘆願を行い、平成 16 年 6 月 28 日付けで減額更正通知を受けた。</p>
<p>(イ) 課税支出割合の計算誤りの是正 (2-2-1-2)</p>	<p>用途不明の負担金に対する用途の特定における課税支出割合の計算誤りがあった。税込みであるべきところ、税抜で計算されていた。非課税仕入、不課税支出のうち、現金支出を伴わないものも含めるところ、これを控除して計算している。</p>	<p>指摘のとおり、計算に誤りがあったため、計算方法を改めるとともに、平成 10 年度以降の消費税計算について再計算を行い、修正申告等により是正した。</p>
<p>(ウ) 仕入税額控除の計算誤り (2-2-1-3)</p>	<p>一括比例配分方式による特定収入に係る仕入税額控除の計算誤り</p>	<p>指摘のとおり、計算に誤りがあったため、計算方法を改めるとともに、平成 10 年度以降の消費税計算について再計算を行い、修正申告等により是正した。</p>
<p>(イ) 事業全体として消費</p>	<p>7 つの病院及び施設をそれぞれ独立した会計単位として消費</p>	<p>指摘のとおり、計算に誤りがあったため、計算方法を改める</p>

<p>税計算を行うべき (2-2-1-4)</p>	<p>税計算を行い、その合計額をもって全体の消費税額としている。しかし、個々の病院等ごとではなく、病院事業会計全体として計算すべきである。</p>	<p>とともに、平成10年度以降の消費税計算について再計算を行い、修正申告等により是正した。</p>
<p>(オ) 企業債償還に充てられた繰入金、負担金等の用途の特定について (2-2-1-5)</p>	<p>平成14年度の償還金に対して繰り入れている負担金について、昭和63年度以前の発行分は課税仕入以外の支出に用途を特定し、平成元年度以後の発行分はすべて課税仕入に用途を特定している。 しかし、平成元年度から平成11年度までの間の企業債発行については、非課税支出への充当もあることが判明したため、起債年度の課税仕入割合で特定収入分を按分する方法が適切である。</p>	<p>指摘のとおり、平成元年度から平成11年度までの企業債発行分の償還金に対して繰り入れている負担金については、起債年度の課税仕入割合で特定収入分を按分する計算方法に改めるとともに、平成10年度以降の消費税計算について再計算を行い、修正申告等により是正した。</p>

16農技第322号
平成16年(2004年)7月12日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中 康夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象となった事件名
消費税申告の事務
- 2 措置の内容

事項	監査結果(要旨)	措置の内容
<p>ア 特別会計の一部について課否判定を行っておらず、消費税計算に反映していない。 (2-2-3-1)</p>	<p>内部に会計区分を設けている場合、特定の会計区分についてのみならず、事業体全体の全ての取引(収入・支出)において課否判定を行う必要がある。</p>	<p>消費税計算に反映させていなかった一部の特別会計についても、平成15年度確定申告分より収入・支出とも課否判定を行い、消費税計算に反映させた。なお、その他の会計については、収入・支出について全て課否判定を行い、消費税計算に反映させている。</p>

<p>イ 不課税収入が特定収入に該当するか否かの判断を行っていない。(2-2-3-2)</p>	<p>補助金等の不課税収入があった場合には、特定収入であるか否かの検討しなければ、特定収入に係る仕入税額控除の特例を適用しないこととなり、消費税納付額の計算を誤る可能性があるため、不課税収入が特定収入に該当するか否かの判断を必ず行わなければならない。</p>	<p>補助金等の不課税収入について、平成 15 年度確定申告分より特定収入に該当するか否かの検討・判断を行った。</p>
---	---	--

16 林政第 187 号
平成 16 年 (2004 年) 10 月 6 日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中 康夫

平成 15 年度包括外部監査に係る措置について (通知)

平成 16 年 3 月 22 日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成 15 年度包括外部監査の結果に関する報告 (及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見) に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により通知します。

記

第 1 監査の対象となった事件名

消費税申告の事務

第 2 措置の内容等

1 長野県営林経営費特別会計 (林務部)

事項		監査結果 (要旨)	措置の内容
(1) 中小事業者に対する特例の改正についての検討(3-2)	ア 平成 16 年度課税期間において課税事業者となる事業者(3-2-1-2)	平成 16 年度の事業計画 (収益構造) を考慮した上で、本則課税又は簡易課税の選択を検討すべきである。	平成 16 年度においては、課税売上高に対する課税仕入高が上回り、消費税の還付を受けられる可能性が高いため、本則課税を選択済みである。

16 議総第 22 号
平成 16 年 (2004 年) 10 月 20 日

長野県監査委員 様

長野県議会議長 古田 芙士

平成 15 年度包括外部監査に係る措置について (通知)

平成 16 年 3 月 22 日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成 15 年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により通知します。

記

第 1 監査の対象となった事件名

政務調査費（県政調査研究費交付金を含む。）の事務

第 2 措置の内容等

(1) 監査結果（主に是正改善に係る事項）

事項	監査結果（要旨）	措置の内容	
イ 日本共産党長野県議会議員団 (2-3)	a 高速道路料金を実費で精算すべきこと (2-3-1)	高速道路の使用に際しては、その都度明細の入手が容易であるため、実費額にて精算すべきである。	実費額にて精算するよう是正した。
	b 現地事務局員の人件費支出に係る書類の整備について (2-3-2)	現地事務局員の記名による業務報告若しくは対価の請求の形式を具備する必要がある。	業務報告書に記名するよう是正した。
	c 領収書の添付を徹底すべきこと (2-3-3)	主催者が公的団体である場合においても合理的に可能な限り領収書を取得すべきであり、不可能な場合には、参加した議員の自著による精算書を添付して証拠種類とすべきである。	取得のなかった領収書については、相手方より取り寄せ完備した。
	d 現金出納簿の調整に工夫を要するもの (2-3-4)	帳簿の重要性に鑑み、鉛筆での記帳は避け、帳簿には表紙を付け、文書件名を定め、文書の保管及び使用がより確実かつ効率的なものとなるよう工夫を要する。	実地監査の後、即時に是正した。
ウ 社会県民連合県議団 (2-4)	a 未使用残高の返還を要するもの (2-4-1)	政策委員会は会派の内部組織であるため、政務調査費の収支の一部として処理されるべきであることから、当時の政務調査費の収支報告書を訂正し、残額 268,822 円を県に返還すべきである。	残額 268,822 円を県に返還した。
	b 帳票書類の作成方法について (2-4-2)	鉛筆書きの場合、長期の文書保存期間の中で、保存能力に脆弱さがあるため、ボールペン等によって記載すべきである。	ボールペン等により記載することとした。
エ 懇談会費	a 小括	同一会派内の会議において日	政務調査費から支出できる経

用の支出の 違法性、妥当 性、適切性等 について (2-5)	(2-5-6)	常に行なわれる会議の費用としては、一人当たり 5,000 円未満に収めるよう努力すべきである（昼食代や茶菓代などに限定するなど）。	費を昼（朝）食会経費、会合における茶・茶菓等の経費に限定した。（「政務調査費マニュアル」で明文化）
		日常的ではない飲酒を伴う特別の懇談会の費用としては政務調査費からの支出は望ましくない。	飲酒を伴う懇談会の開催費用は政務調査費から支出しないこととした。（「政務調査費マニュアル」で明文化）
		対外的折衝の場合においても、極力、会費制での可能性を探るなどし、飲酒を伴う特別の懇談会の費用については、政務調査費からの支出を極力回避するよう努力すべきである。	飲酒を伴う懇談会の開催費用は政務調査費から支出しないこととした。（「政務調査費マニュアル」で明文化）

(2) 監査意見（組織及び運営の合理化のための提言）

事項	監査結果（要旨）	措置の内容
ア 会派が解散等により消滅した場合における証拠書類の保存(3-1)	会派が消滅した場合における証拠書類（平成 15 年条例改正前の証拠書類を含む。）の保存について、明確なルール作りが必要である。	会派が解散等により消滅した場合であっても、保存期間が経過するまでは、経理責任者が証拠書類等を保存しなければならないことを明確にした。（「政務調査費マニュアル」で明文化）
イ 年度末における未使用の政務調査費（返還・繰越・引当）(3-2)	a 繰越制度の創設(3-2-1)	<p>交付した政務調査費に「残余」が生じた場合の「残余」の返還義務と知事が「返還命令」を発する場合の条件について、条例において明確にすることも検討に値すると思われる。</p> <p>年度末において繰越を認める規定を条例に設けることも検討に値すると思われる。</p>
	b 引当金制度の創設(3-2-2)	<p>補助職員の退職手当に備えるための「引当金制度」を設け、積み立てのための支出を認めることが、より適正かつ安定的であると思われる。</p> <p>会派が、調査研究活動補助業務に従事させるために雇用した職員の退職手当（労働契約等において、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期等が定められているものに限る。）の支給に備えて積み立てをする場合には、政務調査費の</p>

			<p>充当を認める取扱いとした。</p>
<p>ウ 旅費(3-3)</p>		<p>会派の構成員である議員の住所地によって、各会派の政務調査活動に必要な旅費の金額は異なる。</p> <p>このことから、政務調査費の支出に占める旅費の割合が相当に高い場合には、不公平感が生じないように、一部実費精算の要素を取り入れるなどの改善が必要となる場合もあると思われる。</p>	<p>政務調査費の使途は、各会派が会派の実情に即して自ら決定することが、制度の趣旨からして適当であること。また、旅費のみに着目した実費精算は公平性を欠くことから、現行の取扱いを改めないこととした。</p>
<p>エ 現金出納簿(3-4)</p>		<p>現金出納簿に関する明示的な作成の義務付け、雛形の提示、県への提出、公表の適否について、立法論的な見地から検討する必要があると思われる。</p>	<p>「政務調査費出納簿」を整備することが望ましい会計帳簿として位置付け、雛形を提示した。（「政務調査費マニュアル」で明文化）</p>

監査委員事務局